

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※市税等の納付状況により該当しない場合があります。



定住・移住・新築・リフォーム支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	東京23区等から尾花沢市に移住したとき	移住支援金	就職、起業等で本市へ移住する際に支援金を助成（単身者60万円、世帯者100万円、18歳未満の子どもがいる場合は30万円加算）	◆東京23区に5年以上在住又は通勤をし、申請後5年以上継続して本市に居住する意思がある方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
2	移住を前提にした田舎暮らしを体験したいとき	田舎暮らし短期体験事業（宿泊費レンタカー費用助成）	①市内の民間宿泊施設に宿泊する際の費用を助成（1泊2日以上4泊5日以内、1泊5千円） ②レンタカー、タクシーを使用する際の費用を助成（レンタカー1日2千円、タクシー1日5千円）	◆移住を前提にした短期の田舎暮らしを体験する方	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
3	宅地を取得するとき	宅地取得等助成事業（ふるさと暮らし応援事業）	①宅地等購入価格の10%以内で上限50万円を助成 ②空き家購入費を含む宅地取得の場合、10%以内で上限100万円を助成 ※上乗せ要件あり	◆自らが居住するための宅地等（空き家を含む）を取得した方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
4	住宅を建てるとき	新築住宅等助成事業（ふるさと暮らし応援事業）	新築住宅建築費の10%で上限100万円を助成 市内業者施工加算50万円、子育て世帯等加算20万円、建替加算30万円	◆住宅を新築（建替えを含む）する方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
5	空き家を活用するとき	家財道具処分事業（空き家活用支援事業）	空き家の荷物整理や家財道具撤去費用の2/3で上限20万円を助成	◆空き家バンクに登録している物件の所有者 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
6	空き家を活用するとき	空き家改修事業（空き家活用支援事業）	空き家バンク登録物件を取得、賃借した転入者又は子育て世帯等へ助成 ①取得した空き家の改修費用の2/3で上限100万円 ②賃借した空き家の改修費用の2/3で上限70万円	◆空き家バンクに登録している物件の購入者、または賃借者 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
7	新婚世帯が新生活をはじめるとき	結婚新生活支援事業	新生活をはじめるときの住居費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）や引越費用等を助成 40歳未満の夫婦は上限30万円、30歳未満の夫婦は上限60万円	◆夫婦所得500万円未満の新婚世帯 ◆婚姻日における年齢が40歳未満の夫婦 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
8	民間賃貸住宅等を借りるとき	民間賃貸住宅等家賃助成事業（ふるさと暮らし応援事業）	家賃月額額の20%で上限2万円/月（転入世帯でひとり親の子育て世帯は30%で上限3万円/月）を3年間助成（助成期間延長要件あり）	◆婚姻届を提出してから1年以内で40歳未満の世帯や、市外から転入して3年以内の世帯 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
9	民間賃貸住宅を建設するとき	民間賃貸住宅建設 利子補給事業（ふるさと 暮らし応援事業）	賃貸住宅建設借入金に対し、金融機関などへ 支払った利子の1/2で上限60万円/年を3 年間助成	◆1棟あたり4戸以上の共同住 宅の建設 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・ 212】
10	克雷住宅を建築 するとき	克雷住宅建設等 助成事業	融雪式住宅（熱利用）・高床式住宅（基礎高 1.5m超等）・耐雪式住宅（2.5m以上の積雪 耐荷重）の建築費を助成 対象事業費の30%で上限60万円 ※上乗せ要件あり	◆左記について 一般住宅及び建物の床面積の 1/2以上が居住部分である併用 住宅であること ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・ 212】
11	消融雪装置の設 置や除雪機械 を購入するとき	消融雪装置設置 助成事業	① 消融雪装置の導入に係る事業費の30%で 上限60万円を助成 ※上乗せ要件あり ② 家庭用除雪機械購入価格の10%で上限10 万円を助成	◆左記の①について 一般住宅及び建物の床面積の 1/2以上が居住部分である併用 住宅であること ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・ 212】
12	太陽光発電など の再生可能エネ ルギー設備を設 置するとき	再生可能エネルギー設備 導入事業	以下のメニューについて設置費を助成 ①太陽光発電設備 ②蓄電池設備 ③木質バイオマス燃焼機器 ④太陽熱利用装置 ⑤地中熱利用空調装置 ⑥雪氷熱利用 ⑦V2H設備	◆家庭又は事業所における導入 ◆着工前の申請が必要 設備ごとに補助の割合上限が違 います ※ その他の要件あり	環境エネル ギー課 生活環境工ネ ルギー係 【内線261】
13	荒楯地区分譲地 を購入するとき	尾花沢市荒楯地区 分譲宅地定住支援事業	荒楯地区分譲地の購入費への助成 残り1区画（分譲価格2,921,000円、補助金 584,000円）	荒楯地区分譲地を購入し、所有 権移転登記を完了した方で、か つ、7年以内に住宅の建設を確 約した方	建設課 都市住宅係 【内線286・ 287】
14	住宅を建てると き	定住促進住宅用地 活用事業	市有地等の宅地を15年間貸付、15年間経過 後に希望者には無償で市有地等を譲渡する	◆土地を借りて、住宅を建築し て居住すること	建設課 都市住宅係 【内線286・ 287】
15	不良住宅を除却 するとき	尾花沢市不良住宅 除却促進事業	不良住宅の解体に要する経費への助成（経費 の80%、上限100万円）	◆本市の区域内に存し、居住を 目的として使用されていた空き 家。不良度の測定で評点が 100点以上のもの ※その他要件あり	建設課 都市住宅係 【内線286・ 287】
16	住宅をリフォーム するとき	尾花沢市住宅リフォーム 支援事業費補助金 交付事業	市内で自己所有の住宅をリフォーム工事する 場合に、市内又は県内に本社のある業者が施 工する総額10万円以上の工事に対し、要件に 応じて、12万円から45万円を上限に助成	◆各申請受付期間 ・交付申請：1月10日まで （工事契約・着工前に申請が必要） ・実績報告：工事終了後 2月10日まで	建設課 都市住宅係 【内線286・ 287】
17	木造住宅の耐震 診断をするとき	尾花沢市木造住宅 耐震診断士派遣事業	平成12年5月31日以前に建築された2階建 て以下の木造住宅に対し、耐震診断士を派遣 し無料で診断を実施 ※ ただし、構造図等必要図面がない場合は別 途請求	◆自らが所有し、かつ居住する 木造住宅であること ◆店舗併用住宅の場合は、住宅 の用途が延べ床面積の1/2以 上であること ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・ 287】
18	危険な場所にあ る住宅を除却す るときや、危険 住宅に代わる住 宅を建設または 購入するとき	尾花沢市がけ地近接等 危険住宅移転事業 補助金交付事業	① 土砂災害特別警戒区域内の、居住している 家屋を除却する費用等への助成（除却費：国 で定める除却単価/m ² を限度、動産移転費：9 7万5千円を限度） ②危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要 する資金を金融機関等から借り入れた場合の 利子について助成（年利率8.5%を限度に建 物は325万円、土地は96万円）	◆危険住宅に代わる住宅の建 設・購入が土砂災害警戒区域 内である場合は、除却に要する 経費のみが対象 ※事前に申請が必要で す	建設課 都市住宅係 【内線286・ 287】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
19	危険なブロック塀等を撤去するとき	危険ブロック塀等 除却支援事業	通学路や避難路に面する危険なブロック塀等を撤去する費用の一部を補助 撤去工事費の2/3または、撤去する長さ×3万円/mのいずれか少ない額（上限15万円）	◆高さ1mを超えるブロック塀の内、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」で1項目以上の不適合がある場合 ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
20	住宅を建設する際に資金を借り受けるとき	尾花沢市勤労者住宅建設 資金利子補給金	労働金庫から住宅建設資金を借り受けたものに対する利子補給（1件50万円以上、上限200万円。年利3.65%を限度に5年間）	◆住宅面積が280㎡以内の住宅を建設若しくは購入する方、又は宅地面積が450㎡以内の宅地を購入する方 ◆所得制限あり	商工観光課 商工労政係 【内線254】
21	浄化槽の設置	尾花沢市浄化槽 設置整備事業	合併浄化槽の本体工事費を対象に、人槽ごとの助成	◆公共下水道認可区域、農業集落排水事業整備区域を除く市内全域の住宅（小規模店舗併設住宅については、住宅部分のみ対象） ※着工前の申請が必要です	環境工ネルギー課 生活環境工ネルギー係 【内線261】
22	浄化槽の設置	尾花沢市浄化槽 整備促進事業	単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽を設置するリフォーム費用に対する人槽ごとの助成	◆尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けた者のうち、既存単独浄化槽または汲み取り便槽からの転換事業 ※着工前の申請が必要です	環境工ネルギー課 生活環境工ネルギー係 【内線261】
23	下水道への接続の際に融資を受けるとき	生活排水設備等改造資金 融資あっ旋及び利子補給 事業	1件につき100万円以内で、市長が定めた額の融資あっ旋及び利子補給（工事完了時期により利子補給率の変動あり）	◆償還期間は融資日から60ヶ月以内 ◆供用開始から工事完了が3年以内であること ※着工前の申請が必要です	環境工ネルギー課 生活環境工ネルギー係 【内線261】
24	下水道または農業集落排水に接続するとき	下水道排水設備 設置事業	合併浄化槽から下水道接続への助成	◆合併浄化槽を廃止し、下水道等に接続する方 ※尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと ※着工前の申請が必要です	環境工ネルギー課 生活環境工ネルギー係 【内線261】
25	住宅地等で発生した災害の復旧工事をするとき	居住空間安全対策 事業費補助金	住宅地等で発生した災害の復旧に要する経費への助成（経費の1/3、上限10万円） 被災の原因となる災害が激甚災害に指定された場合は上限額を20万円とする	◆災害救助法が適用された自然災害、又は、1時間雨量20ミリ、24時間雨量80ミリのいずれかを超過する降雨（公共災と同基準）により発生した災害に対する復旧工事費	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
26	不良住宅に申請したが、該当しなかったとき	老朽空き家除却事業 補助金	不良住宅除却促進事業補助金の申請をされた方のうち、該当しなかった空き家の解体に要する経費への助成（経費の40%、上限40万円）	◆不良住宅除却促進事業補助金の条件 ◆解体後の敷地については空き家バンクへの登録申請を行うこと	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
27	移住世帯が運転免許証を取得する、または安全運転講習を受講するとき	移住者自動車運転免許 取得等支援事業	①移住者が自動車運転免許を取得する場合、費用の50%で上限15万円を助成（1世帯1名に限る。） ②移住者（Uターン者も可）が安全運転講習を受講する場合、講習費の1/2で上限1万円を助成	①運転免許取得への助成 ・県外からの転入であること ・世帯員全員が、尾花沢市に住所を有したことがないこと ・定住後6月以上1年以内であること ②安全運転講習受講への助成 ・本市への定住後6月以上1年以内であること ※①②ともその他要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】